

証券投資信託の信託終了のお知らせ

このたび当社では、下記の追加型証券投資信託につきまして、投資信託契約を解約し信託を終了（繰上償還）することについて、異議申し立て手続きを実施いたしますのでお知らせいたします。

1. 対象となる証券投資信託の名称

オルタナティブベストセレクション・ラップ（以下「当ファンド」といいます。）

2. 繰上償還の理由

当ファンドは平成 19 年 3 月 13 日に設定し、主として内外の株式や公社債、商品先物等その他資産で運用することを目的とする複数の投資信託証券に分散投資することにより、投資信託財産の着実な成長を目指して運用を行ってまいりました。しかしながら、当ファンドは純資産総額が僅少になっており、受益権口数が投資信託約款に定められた口数（30 億口）を下回る状態が続いております。弊社といたしましてはこのまま運用を継続するよりも、当ファンドを繰上償還することが受益者のみなさまにとって有利であると判断いたしました。

3. 異議申し立て手続きについて

- ・受益者および受益権口数の確定日 : 平成 28 年 11 月 16 日
- ・異議申立期間 : 平成 28 年 11 月 16 日～平成 28 年 12 月 19 日
- ・繰上償還の可否判断日 : 平成 28 年 12 月 20 日
- ・買取請求期間 : 平成 28 年 12 月 22 日～平成 29 年 1 月 10 日
- ・繰上償還日（予定） : 平成 29 年 1 月 13 日

平成 28 年 11 月 16 日現在の受益者で、上記の信託終了についてご異議のある受益者は、異議申立期間中に、当社に対し書面でその旨をお申し出ください。

上記期間中に異議申し立てされた受益者の受益権の口数が、平成 28 年 11 月 16 日時点の受益権総口数の二分の一を超えない場合は、平成 28 年 12 月 21 日に投資信託契約の解約の届出を行い、平成 29 年 1 月 13 日に繰上償還いたします。

この場合、異議申し立てをされた受益者は、買取請求期間中に、自己に帰属する受益権を当該受益権が有すべき公正な価額（受託会社が買取請求書を受領した日から起算して 3 営業日目の基準価額）で、当ファンドの受託会社に対し、当該受益権に係る投資信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。

以上

平成 28 年 11 月 16 日

東京都千代田区丸の内一丁目 8 番 2 号
アセットマネジメント One 株式会社